



2023. 11. 1

北九州市教職員組合にゅうす

2023年度「大綱」、提示される！① ～過去5年間平均の10倍のベースアップ！しかし、昇給制度の改正も！～

市教組は現在、「確定期に向けた要求書」を柱に、任命権者である教育委員会との交渉を積み上げているところです。10月20日に当局より「大綱」が提示され、それを受けさらに交渉を重ねています。今回の「大綱」には大幅なベースアップが提示されましたが、問題なのは「昇給制度の改正」です。定期評価のA判定の者が一号給多く昇給されます。原資は管理職等の昇給手当を削って作られます。危惧するのは管理職がきちんと「業績評価」できるのか、恣意的評価はないのか、管理職に対して意見を言いにくくなるのではないのか、等等。引き続き問題点を明らかにし、交渉に臨んでいきます。

令和5年度小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与改定等の大綱について

I 令和5年度の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の適用を受ける教職員（以下「教職員」という。）の給与改定等については、次のとおり実施する。

- 1 教育職給料表(3)、教育職給料表(4)及び医療職給料表(2)適用教職員の給与改定については、行政職給料表との均衡を考慮して行う。
- 2 行政職給料表適用教職員の給与改定については、0.93%の改定を行う。
- 3 再任用教職員については、再任用教職員以外の教職員との均衡を考慮して行う。なお、行政職給料表適用教職員の改定率0.93%の配分は次のとおり。

給料	地域手当	計
3,521円	106円	3,627円
0.90%	0.03%	0.93%

<各給料表適用教職員の平均改定率>

給料表	再任用教職員以外の教職員
教育職給料表(3) (1～特2級)	0.30% (1,004円)
教育職給料表(4) (1～特2級)	0.39% (1,256円)
行政職給料表(1～4級)	0.24% (723円)
医療職給料表(2) (1～3級)	該当者なし

II 給料表の改定

- 1 改定内容
 - (1) 別紙1のとおり、給料表を改定する。
 - (2) 昇格時号給対応表の改正
別紙2のとおり、昇格時号給対応表を改正する考えで、人事委員会と協議する。
- 2 実施時期 令和5年4月1日とする。

III 昇任に伴う特別昇給制度の改正

1 号給数の改正

教職員が昇任した場合の特別昇給の号給数について、下記のとおり改正する考えで、人事委員会と協議する。

現行	改正後
4号給	2号給

2 実施時期

令和5年4月1日とする。ただし、令和7年4月1日付での派遣等に伴い、令和7年3月31日付で昇任する者の実施時期は、その昇任する日とする。

IV 55歳未満の教職員の昇給制度の改正

1 改正の対象となる教職員

次に掲げる職務の級に在級する教職員のうち、昇給日の属する年度の4月1日の前日において55歳未満の教職員

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 教育職給料表(3) | 1～特2級 |
| (2) 教育職給料表(4) | 1～特2級 |
| (3) 行政職給料表 | 1～4級 |
| (4) 医療職給料表(2) | 1～3級 |

2 改正内容

勤務成績判定期間において、特に優秀な勤務実績であった教職員の昇給の号給数については、下記のとおりとする考えで、人事委員会と協議する。

教職員	定期評価 総合評価※	昇給の号給数
昇給日の属する年度の4月1日の前日において55歳未満の教職員	A	5号給

※行政職給料表及び医療職給料表(2)を適用される者については、「実績評語」と読み替える。

3 実施時期

令和7年4月1日とする。

「大綱」のつづきは NO.32 へ

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！



///JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1
E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp 北九州教育会館 TEL(093)953-0381

